主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人重松蕃、同高橋清一、同平田武義、同村山晃、同川中宏、同稲村五男、同 高田良爾、同中島晃、同岩佐英夫の上告趣意のうち、憲法二八条、三一条、九八条 二項違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余は、単なる法令 違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。 なお、原判示の事実関係の下においては、被告人らの各行為は、その動機、目的の いかんにかかわらず、社会通念上許容される限度を明らかに逸脱しているというべ きであるから、違法性に欠けるところはないとした原判断は、正当である。

よって同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年一一月二八日

最高裁判所第一小法廷

巖		谷	ツ	四	裁判長裁判官
夫		恒	内	大	裁判官
_		誠	堀	大	裁判官
平	郎	四	元	橋	裁判官
治			村	味	裁判官